

岩美町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月10日(水) 午後1時30分～午後2時20分

2. 開催場所 岩美町役場 ミーティング室

3. 出席委員

●農業委員12人

| | | | | |
|---|---|-----|----|---------|
| 会 | 長 | 山 | 本 | 淳 (14番) |
| 委 | 員 | 1番 | 福石 | 幸生 |
| | | 2番 | 大森 | 正良 |
| | | 3番 | 上田 | 陽一 |
| | | 4番 | 藪内 | 孝博 |
| | | 6番 | 米村 | 進司 |
| | | 8番 | 寺尾 | 孝則 |
| | | 9番 | 岸本 | 利博 |
| | | 10番 | 賀山 | 圭子 |
| | | 11番 | 北村 | 凱男 |
| | | 12番 | 山本 | 一美 |
| | | 13番 | 飯野 | 幸義 |

●農地利用最適化推進委員6人

| | | |
|-----|----|-----|
| 15番 | 横田 | 光男 |
| 16番 | 宮本 | 裕澄 |
| 17番 | 河本 | 俊一郎 |
| 18番 | 小谷 | 幸次 |
| 19番 | 藪田 | 俊博 |
| 20番 | 上田 | 芳夫 |

4. 欠席委員 (2人)

| | | |
|----|----|----|
| 5番 | 上根 | 慶万 |
| 7番 | 濱崎 | 智熙 |

5. 議事日程

日程第1 開会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 議事録署名委員の決定

4番 藪内 孝博

8番 寺尾 孝則

日程第4 報告事項

①前総会(10月11日)のてんまつ

②農地法第18条第6項の規定による通知について

③公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る農地転用について

日程第5 議事

- ①議案第1号 農地法の適用を受けない土地の認定について
- ②議案第2号 農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について
- ③議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について
- ④議案第4号 令和3年度農用地利用集積計画第6号について
- ⑤議案第5号 令和3年度農用地利用配分計画第8号について

日程第6 その他

- ①ウェルネスの転用案件について
- ②農業委員会手帳について
- ③広報編集委員会について
- ④高齢者の生きがいづくりを目的とした共同農園の設置に関するアンケート調査について

6. 農業委員会事務局職員

| | |
|------|------|
| 事務局長 | 飯野健治 |
| 局長補佐 | 前田悟史 |
| 主任 | 西川恵 |

| | |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 | <p>そういたしますと、ただいまから令和3年度第8回の総会を開催いたします。</p> <p>総会の成立についてですが、本日の出席委員は14名中12名ということで、岩美町農業委員会会議規則第6条によります定足数、過半数に達しておりますので、総会の成立後ご報告させていただきます。</p> <p>なお、本日は、5番上根委員、7番濱崎委員は欠席とする旨のご連絡をいただいておりますので、報告いたします。</p> |
| 事務局 会長 | <p>それでは、山本会長よりご挨拶をお願いいたします。</p> <p>おはようございます。</p> <p>中央の方では、農業委員会法改正5年後見直しについて検討されているようございまして、農業委員の活動について、もう少し具体的に分かるようにしましょう、活動が皆に分かるようにしましょうということのようございまして。いずれにしても、最適化に向けたその方針をそれぞれの農業委員会で目標を定めて、それに向かってどういう活動をしているかというのが、いわゆる住民に、まずほかの人に見えるようにしてもらって成果を上げていきたいと思いますというような、まあ農林水産省のほうから、規制改革のほうから言われてますけれども、規制改革のほうへ改正案の提示をしているようであります。我々もそれに向けて活動記録について記載の方法なり、そういうものをせんだってから提出してもらってますけれども、活動記録の十分な活用を、提出をとということでございまして、よろしくお願いをします。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、議事のほうに入らせていただきます。</p> <p>まず、議事録署名人ですけれども、こちらのほうで指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> |
| 議 長 | <p>それでは、4番の藪内委員さんと8番の寺尾委員さん、お願いします。よろしくお願いをします。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、報告事項のほうに入らせていただきます。</p> |

前総会のでんまつ、農地法第18条第6項の規定による通知、それから公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る農地転用について、報告をお願いします。

事務局

報告に入らせていただく前に、本日お手元にお配りしております資料の確認をお願いいたします。

1つは令和3年度の農業委員会特別研修会の資料、当日参加いただけない委員さんにお配りをいたしております。それから、2点目が高齢者の生きがいづくりを目的とした共同農園の設置に関するアンケート調査、こちらを配付しております。

以上でございます。

それでは、報告1、2、3につきまして西川主任が説明をいたします。

事務局

そうしますと、議案の3ページです。

前総会、10月11日に開催した10月総会のでんまつです。

まず、1つ目ですけれども、3条2件4筆ということで、これは空き家付随農地の別段面積を利用した分でしたけれども、高山地内の畑3筆と、あと大谷地内の畑1筆について、どちらも売買による所有権移転についてお諮りしました。ご承認いただきましたので10月11日付で譲受人、譲渡人にそれぞれ許可証を送付しております。

それから、2つ目ですけれども、空き家付随農地に係る別段面積の設定ということで、岩井地内の1件1筆について別段面積についてお諮りしました。ご承認いただきましたので10月12日付で公告、公示しております。この筆については、後ほど2号議案の第3条申請についてお諮りする予定となっております。

それから、3つ目ですけれども、5条です。1件1筆ということで大谷地内の畑に関する墓地設置を目的とした転用についてお諮りしました。承認いただきましたので10月12日付で鳥取県の東部農林事務所へ進達しています。その後10月19日付で県の許可が下りまして、10月28日付で許可指令書を受領して、同日付で譲受人、譲渡人それぞれに許可証を送付しています。

それから、4つ目ですけれども、耕作放棄地に係る非農地判断ということで、昨年度実施した非農地判断のうち、改良区の決定を受けてから検討するというように保留にしていた池谷地区の1筆の土地が非農地か否かについてお諮りしました。非農地とお認めいただきましたので、農地台帳のほうの整理を完了しまして、土地所有者、また税務課、鳥取県東部農林事務所等の関係各所に通知するとともに、税務課を通じて法務局に登記地目変更の依頼を10月12日付で送付しています。

それから、5つ目ですけれども、農用地利用集積計画第5号ということ

で、1件1筆の申出についてお諮りしました。決定いただきましたので、10月11日付で町のほうが農用地利用集積計画を公告しています。

それから、6つ目です。農用地利用配分計画第7号ということで、町から意見を求められた農地中間管理事業に係る10件12筆についてお諮りしました。計画について特に意見はありませんでしたので、意見なしという形で10月12日付で町に回答しております。

それから続いて4ページ、5ページです。農地法の18条6項の規定による契約について解約通知を受領したものを掲載しております。今回は3件4筆となっています。これらの筆については、この後、議案第2号で3条申請を行うために利用権の中途解約をするというものです。

それから、6、7ページです。こちらは公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る農地転用についてということで、こちらも****川の砂防工事の事業ですね、これの農地転用の報告が1件ございました。大谷****ほか4筆の田及び畑を工事用道路に一時転用するものです。場所については資料1ですね、こちらに掲載していますが、1ページに赤く囲んである場所のうち、一部を工事用の道路に転用するというものです。裏面に転用箇所を赤く印しています。届出者は鳥取県の県土整備事務所で、転用期間は令和3年11月11日から令和7年3月31日までとなっています。

報告は以上です。

議 長

報告が終わりました。
質問がありましたらお受けいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようでございますので、議事のほうに入らせていただきます。

議 長

第1号議案「農地法の適用を受けない土地の認定について」事務局にお願いをいたします。

事務局

そういたしますと、議案第1号「農地法の適用を受けない土地の認定について」。

下記のとおり非農地証明申請書を受領しましたので、申請の土地は現況が農地法に規定する農地以外の土地であることの認定を求めます。

説明をさせていただきます。

事務局

今回は、1件1筆の非農地証明申請書を提出されて出てきております。

申請者は、大谷の****さんです。申請地は大字大谷字****で、登記簿上は畑ですが、現況は原野となっています。面積は165平米です。場所については、資料2に掲載しております。現況についても航空写真のほうで見ていただけたらと思いますが、赤く囲っているところが申請地です。昭和40年代頃から耕作しておらず、現在は原野化しているということで、証明のほうは寺尾委員のほうにいただいております。

説明は以上となります。

議長

説明が終わりました。
質疑を求めます。ありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、採決のほう採らせていただきます。
第1号議案「農地法の適用を受けない土地の認定について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成ということであります。

議長

それでは、第2号議案「農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について」、事務局、説明をお願いいたします。

事務局

続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について」。

農地法第3条の規定による農地の権利移動について、下記のとおり許可申請書を受理しましたので、許可についての採択を求めます。

西川より説明をさせていただきます。

事務局

今回は4件7筆の申請を受理しています。

1件目についてですが、先ほどの前回の分が出た分で触れましたが、今月は空き家付随農地に係る別段面積を定めた分に係る申請となっております。申請地は大字岩井字****、面積が655平米。地目についてですが、登記地目は田ですけども現況は畑となっています。申請者は譲渡人が浦富の**
さん、あと譲受人が岩美町岩井の**さんです。売買による所有権移転となっております。場所については、資料3のほうですね、2ページをご覧ください

ださい。赤く囲った部分が今回の申請地で、この横に青く塗ってる部分があります、こちらが譲受人の****さんの現在の居住地岩井****です。こちらが空き家バンクに登録の住所で、譲受人は令和3年4月からここに居住されています。ここに隣接というか、裏の農地が今回の申請地です。

許可要件については、資料3の1ページで説明します。

先ほども説明しましたが、申請者は現住居、岩井****を空き家バンクを通じて購入して、令和3年4月より居住しています。今回の申請地は、この住居の東側に隣接する土地ということです。譲受人ですけれども、この方は現在地域おこし協力隊として農業の研修をされている方です。まだ研修中です。

許可要件ですけれども、農地法のほうです、全部効率要件ですが、今のところは農業機械については管理機を1台所有しておられるそうです。

それから、取得後に本人または世帯人が農作業に常時従事の部分ですけれども、申請者本人が年間200日、休日や出勤前等を使って作業に従事するという事です。

それから、農業委員会が定める農地取得に係る下限面積を超えているかどうかの部分ですけれども、先月の総会で別段面積として今回の土地の面積を設定してまして、6.55アールですね、こちらが下限面積となります。655平米で6.55アールです。

それから、周辺農地、その地域の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことの部分ですけれども、この農地については現在休耕中ですが、管理はされていて、取得後は畑として利用するとのことです。ですので、周辺農地に影響はなし。地域での水路清掃、除草作業等に参加して、周辺農家と協力して管理に努めるとのことです。

農業委員会の基準のほうで、継続して耕作については誓約書を提出していただけてますし、通作距離については家の裏ですので住居に隣接ということなんです。

それから、申請地の現状及び今後の予定ですけれども、現在は保全管理してるんですけれども、今後は耕起してニンニクなどの野菜をされる予定とのことです。

続いて、2件目の筆ですけれども、議案書は10ページです。2の1と2の2です。

申請地は大字恩志字八幡下タ****で面積は80平米と、同じく****、面積が142平米です。地目は登記、現況とも畑となっています。申請者は譲渡人が恩志の****さん、譲受人は高山の****さんです。それから、こちらは売買による所有権移転となっています。この場所についてですけれども、資料3の4ページのほうに赤く囲った部分で示しています。この東側には譲受人の作業場がありまして、****の西側、南西部は譲受人の所有地となっています。今回この部分を譲渡人から譲受人に譲りたいとの話があっ

て、両者で合意が得られたので今回の申請になったとのことでした。

許可要件についてですけれども、許可要件については資料の3ページです。こちらに書いてありますとおりです。現状及び今後の予定については、現在野菜を作付しておられて、取得後も野菜等を栽培していくとのことでした。

今回件数が多いので次の分に行かせていただきたいと思います。3件目です。議案書のほうは10ページです。

申請地は大字高山****、面積が1,388平米、登記、現況とも田となっています。譲渡人は岩美町新井の****さん、70歳、譲受人は鳥取市の****さん、66歳です。売買による所有権移転となっています。今回の申請農地の場所は資料3の6ページです、赤く囲った部分です。許可要件については5ページのほうに載っていますが、時間の関係もあるので、細かい説明は割愛させていただきますが、全てにおいて許可要件を満たしています。

申請地の現状及び今後の予定ですけれども、現在は水稻を作付されてまして、取得後も水田として利用予定です。

それから4件目、最後ですけれども、3筆あります。大字新井字****の、面積は1,332平米、同じく新井****の面積が637平米、同じく****の面積が215平米。地目は登記、現況とも、4の1は田、4の2、4の3は畑となっています。譲渡人はさ****さん、譲受人は****さんとなっています。こちらも売買による所有権移転です。場所については資料3の8ページです。それから、許可要件ですけれども、7ページのほうに記載をしておきまして、確認したところ許可要件を満たしています。

現状と今後の予定ですが、4の1の田のほうは取得後も田として利用する、4の2、4の3は現在野菜等を作付しておられまして、取得後も畑として利用されるそうです。

以上のことから、農地法第3条第2項第1号から第7号及び岩美町農業委員会で定めている農地法第3条の規定に関する審査基準の要件を満たすと考えております。

説明は以上となります。

議長

説明が終わりました。

(****委員退席)

議長

それでは、****さんの件を先に協議していただいて、それからまた****さんが参加されてからやりたいと思います。

では、2の1、2の2の****さんの3条について、質問、質疑等ありましたらお願いいたします。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に移らせていただきます。
****さんの3条の件について、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

(****委員着席)

議 長

全員賛成でございましたので、報告させていただきます。

4 番

ありがとうございます。

議 長

それでは、3の1から4の3までの件について、質疑を求めます。

(質問、意見なし)

議 長

では、ないようでございますので、採決に移らせていただきます。
3の1から4の3まで4件ですね、賛成の方の挙手をお願いします。

(多数挙手)

議 長

賛成多数です。許可されました。

議 長

それでは、3号議案のほうに入らせていただきます。
「農地法第5条の規定による許可申請書の審議について」、事務局のほうお願いをいたします。

事務局

続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書の審議について」。

農地法第5条第1項の規定による農地の転用を伴う権利移動について、下記のとおり申請書を受理しておりますので、知事に進達するため、委員会の意見を求めます。

西川より説明をさせていただきます。

事務局

すみません、こちらについてもちょっと1点訂正がありまして、資料4の3ページですね、農地区分決定根拠、第2種農地と書いてある分です。こちらの分で申請地を示す矢印ですが、3つ緑の筆があると思うんですけど、今真ん中を指してるんですけども、真ん中ではなくて一番端、東側の部分が申請地となりますので訂正をお願いします。

事務局

それでは、説明いたしますけども、申請地は大字岩本字今伊勢****です。登記、現況とも畑で、面積は325平米です。譲受人は岩美町岩本の****さんです。それから、譲渡人は兵庫県加古川市の****さんです。資料4の2ページですね、申請地の位置図をつけております。見にくいですけども、斜線を引いてる部分が申請地となります。4ページの公図のほうに申請地と周辺の地目を書き入れたものをつけておりますので、確認ください。

資料4のほうで説明させていただきます、1ページです。

4番の転用目的の部分からですが、転用目的は一般住宅の建築です。申請者は現在、次女夫婦と申請者夫婦と三女さんの5人で同居してますけども、住居、駐車場とも手狭となってきたと。現在の住居は次女夫婦のほうに譲り、新規に住宅と倉庫を建築したいとのことです。近隣の宅地であるとか雑種地を検討したけども要件に合わない、所有者の同意が得られない等の理由で断念して、所有者と合意が得られた今回の土地を申請したそうです。

続いて、5番の立地基準ですけども、3ページ、先ほどの分です、農地区分決定根拠をつけていますが、農地区分は住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満の農地ということで第2種農地です。この3ページの図面でいうと紫になってるのは宅地なんですけども、こちらのほうが住宅等が連たんする区域で、こちらに近接する区域内にある農地ということで、この緑の部分が農地です。そのほかは雑種地がメインです。この農地の面積ですけども914平米で、ヘクタールになると0.0914ヘクタールということで10ヘクタール未満の農地ということです。

それから、1ページに戻りますけども、3番の営農条件ですけども、申請地の北側は公衆用道路、南側は公衆用道路を挟んで畑、東側は公衆用道路を挟んで雑種地、西側は畑となっています。南側のほうについては、一団の農地が広がってるんですけども、申請地と一団の農地の境界には2メートルくらいのL型擁壁がありまして、段差があつて区切られています。

転用の許可根拠は集落接続となっています。

それから、一般基準のほうですけども、他法令許可ですけども、こちら建築確認が必要ですけど許可見込みとのことです。

それから、2番の規模の妥当性ですが、5ページに土地利用計画図をつけています。住宅1棟と倉庫、それから住人用2台分のカーポートを設けています。倉庫は一般の家にしては大きめなんですけども、譲受人は自営業で魚屋さんをしているそうで、そのための荷物なんかを置けるということで少し大きめの倉庫となっているそうです。土地利用計画図から、妥当な規模となっています。

それから、3番の被害防除計画ですけども、申請地は現状のまま利用するので土砂の流出は問題ないと思われそうですけども、南側農地との境界は先ほども説明しましたけども既存のL型擁壁が設置されております。それから、雨水は浸透枳による自然流下で、汚水は公共下水道へ接続し放流します。

それから、4番の資金調達計画ですけども、必要経費としては土地買収費が****円、建築費が****円、総額****円となっていて、それ以上の額、****円の鳥取信用金庫の融資証明書と****円の山陰合同銀行の残高証明書が添付されていました。

説明のほうは以上となります。

議 長

ただいま説明が終わりました。
質疑をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

では、ないようでございますので、採決のほうをさせていただきます。
第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請について、知事に進達するため意見、同意を求めます。挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございますので、進達をお願いします。

議 長

次に、第4号議案「令和3年度農用地利用集積計画第6号について」、説明をお願いします。

事務局

そういたしますと、議案第4号「令和3年度農用地利用集積計画第6号について」。

別紙、令和3年度農用地利用集積計画の利用権設定について、委員会の

意見を求めます。

西川より説明をさせていただきます。

事務局

今回の農用地利用集積計画では、5件の決定を求められています。上から1件が相対で、下4件が機構への貸付分となっています。14ページのほうに相対の各筆明細をつけていますし、15ページのほうには機構分の各筆明細をつけています。機構分のほうについては、相対の期間満了により中間管理事業へ移行となったものと、自作地であったものを機構へ貸し出すものとなっております。賃借権によるものが3件6筆7,084平米、使用貸借によるものが1件1筆1,893平米。今回の案件について審査しましたところ、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件に該当するものであり、適当であると考えています。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

それでは、質疑を求めます。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議長

それでは、採決させていただきます。

それでは、第4号議案の農地利用集積計画第6号について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

議長

次に、第5号議案「令和3年度農用地利用配分計画第8号」について、事務局のほうの説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第5号「令和3年度農用地利用配分計画第8号について」。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき農用地利用配分計画の案について岩美町長より協議がありましたので、委員会の意見を求めます。

西川より説明をさせていただきます。

事務局

17ページのほうに、このたびの配分計画の各筆明細を載せています。4件7筆8, 977平米について意見を求められています。資料5のほうに、このたび配分される筆と配分予定者を、色分けした地図をつけていますので、併せてご覧ください。

以上です。

議長

それでは、採決のほうに入らせていただきます。
整理番号1番****の配分計画について、質疑を求めます。
ありませんか。

(質問、意見なし)

議長

それでは、採決のほう移らせていただきます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成です。

議長

それでは、2番の****の案件について質疑がありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

議長

それでは、****の配分計画について、質疑のある方。ありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成です。4番の****さんの案件につい

て質疑のある方、ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございますので、全員承認されました。

それでは、予定されていた議事については以上でございます。
その他について、皆さんのほうから何かありますか。皆さんのほうで。

(発言なし)

議 長 事務局。

事務局 事務局から何点か、報告なり説明させていただきます。

事務局 ①***の転用案件について
②農業委員会手帳について
③広報編集委員会について
④高齢者の生きがいづくりを目的とした共同農園の設置に関するアンケート調査について

議 長 以上ですか。
皆さんのほうで何かありましたら。

(発言なし)

議 長 ないようですので、来月の予定を入れて終わりにしたいと思います、来月は10日は金曜日ですね。12月10日金曜日に開催させていただきますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

1 番 何時から。

議 長 1時半。
それでは農業委員会を終了させていただきます。ご苦労さまでした